

令和2年度第3回海老名市市民活動推進委員会 次第

日時 令和2年10月20日（火）午前10時

場所 海老名市役所 705会議室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議題

- (1) 「審査申込みの手引き」の確認について
- (2) 交付団体募集にかかる周知について
- (3) 2次募集について

4 今後の予定について

- (1) 事業視察
- (2) 第4回海老名市市民活動推進委員会

◆次回の市民活動推進委員会

日時：令和3年2月17日（水）10時から ※予定

場所：ビナレッジ

内容：書類審査

5 閉会

令和
3年度

海老名市 市民活動推進補助金 (審査申込の手引き)



令和2年11月

海老名市 市民活動推進課

【目次】

P. 1	・・・	海老名市市民活動推進補助金とは、 昨年度からの変更点
P. 2	・・・	補助金の交付に関する全体スケジュール
P. 3	・・・	対象団体、対象事業
P. 4	・・・	補助金額
P. 5	・・・	団体別交付実績
P. 6	・・・	対象経費（対象となる例・ならない例）
P. 7	・・・	提出書類
P. 8	・・・	申込の手順（個別相談について、申込みについて）
P. 9	・・・	委員からの事前質問に対する回答の作成、審査の方法
P. 10	・・・	審査の基準、認定通知、補助金交付申請書の提出
P. 11	・・・	補助金交付決定通知・補助金請求書の提出・補助金交付、 事業変更の制限、事業の実施、事業視察
P. 12	・・・	実績報告書等の提出、補助金額の確定、補助金の返還
P. 13	・・・	その他（制度の紹介）、お問合せ先（担当課）

● 海老名市市民活動推進補助金制度とは

海老名市では、市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。

「海老名市市民活動推進補助金制度」は、この条例に基づき、海老名市において**公益的な市民活動**を行う団体の**事業**を財政的に支援する制度です。

※サークル活動や趣味的な活動など、**団体の構成員だけの利益**となる活動は**対象外**です。

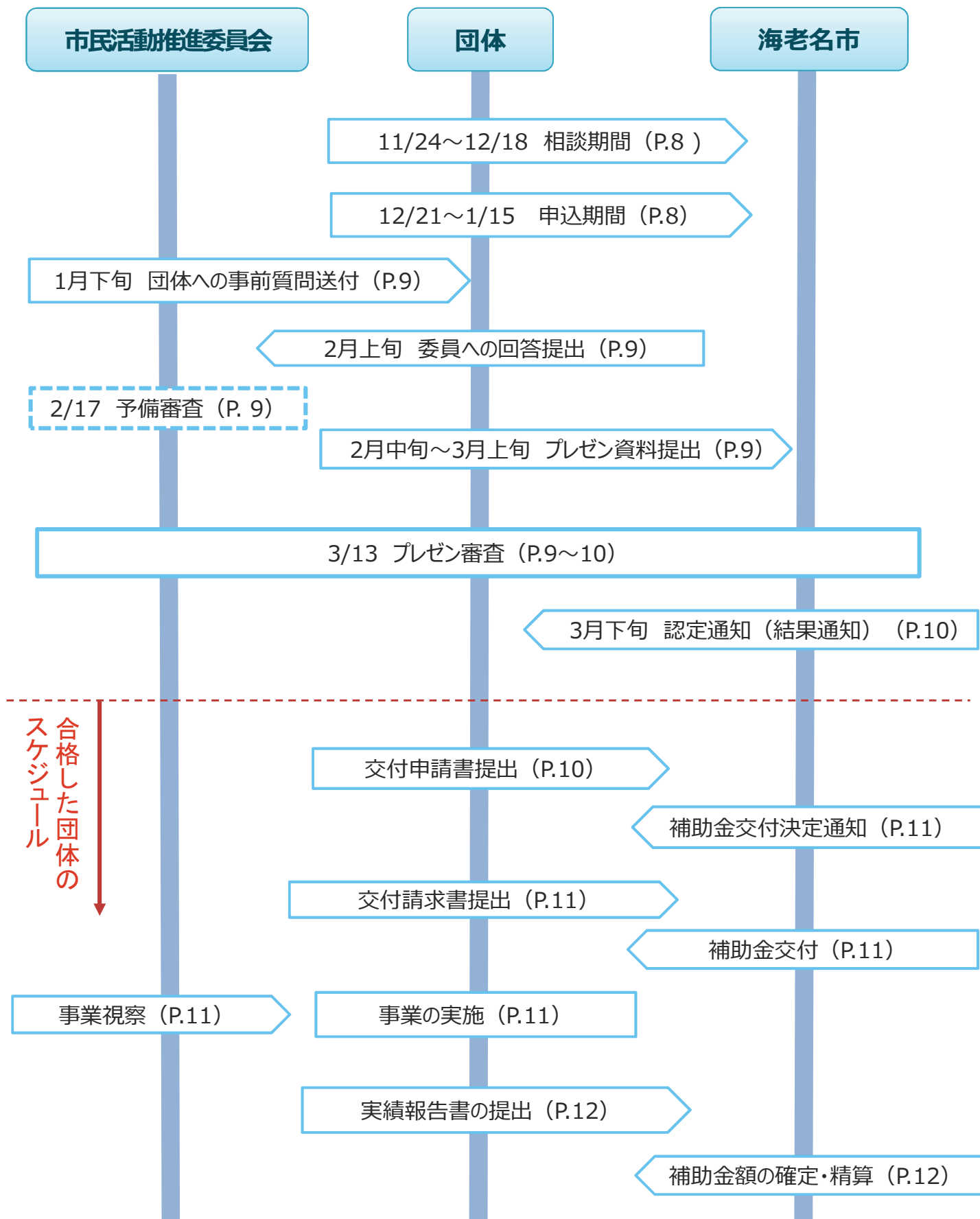
＜過去の交付事業（一例）＞

	内容
①	子供食堂事業「みんご食堂」 子供食堂（食事の提供とその後の遊びの場の提供、学習支援、絵本の読み聞かせなど）を開く。
②	がんサロン Mili Mana おしゃべり会（当事者同士による情報共有及び勉強会）と講演会を実施する。
③	自主夜間中学「えびなえんぴつの会」 週2回、退職教員等により、小中学校レベルの5教科を支援する。
④	アレルギー講習会 正しい理解と除去食の工夫、スキンケア、緊急時エピペン実習を行う。
⑤	大人の発達障がい啓発活動事業（勉強会） 過去・現在・未来の詳らかに法制度を交えながら語り、発達障がい児者の生きづらさを伝える。発達障がいの早期理解、早期支援と自己理解についても啓発していく。
⑥	鯉のぼり事業 地域の人々との交流を通じて、地域の融和と活性化を図る。 昔ながらの風物詩を継続し、見る人に楽しんでいただく。
⑦	「映画と講演から、LGBTを学ぼう！」 LGBTについての映画上映及び講演会の実施
⑧	えびなベートーヴェンコンサート 運命&第九2018 合唱団を公募し、プロのオーケストラの演奏をバックに市民参加型の第九演奏会を作り上げる。
⑨	絶滅危惧の水生生物コウホネの保護・育成 定期的な巡回、移植した場所に看板等の設置、草刈り、ゴミ拾い等を行う。
⑩	「ほっとフェスタ2019」 各種団体が参加し、来場者に対して暮らしを補う施設やサービスなどのご案内、生活ニーズの要求や相談の場を提供する。

● 昨年度からの変更点

- 【P.8】 今年の説明会を開催しませんが、代わりに個別相談期間を例年より長く設けます。
- 【P.8】 申請書の提出を、郵送でも受け付けます。※条件あり
- 【P.9】 審査の回数が1回（プレゼン審査のみ）になります。
※「予備審査」としての書類審査は行いますが、採点及び可否の決定は行いません。

● 補助金の交付に関する全体スケジュール



1 対象団体

次の要件を全て満たす団体が、補助の対象となります。

- (1) 市民の自主的な参加によって行われる、公益性のある事業を実施している団体
- (2) 3人以上で構成され、過半数が市内在住、在学、在勤者である団体
- (3) 審査申込から結果報告まで、責任を持って事業を実施できる団体
- (4) 団体の運営に際し、自主財源（会員会費、事業の参加費など）を確保しており、寄附金を募ったりするなど、団体の運営について自立しようとしている団体

公益性のある事業とは？

広く市民が利益を受けられる活動のことを指します。

＜事業例＞

- ・医療、福祉に関する事業
- ・環境保護に関する事業
- ・広くスポーツ、教育に関する事業
- ・文化活動に関する事業
- ・姉妹都市交流に関する事業
- ・地域づくり、共助・防災活動に関する事業 など

※趣味的な活動やサークル活動、また団体の会員だけが利益を得る活動は、対象になりません。

2 対象事業

次の要件を全て満たす事業が、補助の対象となります。

- (1) 主として海老名市内で行われる事業
- (2) 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業
- (3) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に実施する事業

※ 対象にならない事業

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業
 - ①宗教の教義を広めること。
 - ②宗教の儀式行事を行うこと。
 - ③宗教の信者を教化育成すること。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 海老名市の、他の補助制度を利用している事業

入門編、充実編または自立編のいずれかの区分で、年度に1事業のみ申込みができます。団体の状況に応じて申請してください。区分の概要については、次の表のとおりです。

	入門編	充実編	自立編
該当事業	団体の自立を促進し、 <u>活動を軌道に乗せるための事業</u>	団体が既に行っている事業を <u>充実させ、継続を図るための事業</u>	団体がこれまで行ってきた事業の <u>更なる充実化を図り、かつ自立に向けた事業</u>
交付金額	上限10万円	上限20万円	上限30万円
交付回数 (※)	1団体につき1回のみ	1団体につき2回まで ※年度内に1回のみ交付	1団体につき3回まで ※年度内に1回のみ交付

- 基本的に、入門編 → 充実編 → 自立編という順番で申請していただきます。
- 区分を飛ばして申請することは可能ですが、前の区分に戻ることはできません。
- 当補助金は、事業への補助を通じた団体育成を目的にしているため、交付回数を満了している団体に対しては、別の事業であっても交付できません。
- 既に交付を受けている団体で、自分がどの区分で申請できるか分からないという団体は、次のページ「団体別交付実績」からご確認ください。

※注意事項

- 応募団体数により、審査申込時の金額から**減額**して交付する場合があります。
- 海老名市市民活動推進委員会の審査により、審査申込時から区分を変更させていただく場合があります。
- 申込金額について、**千円未満**の端数は**切り捨て**とします。

◆団体別交付実績◆

既に交付を受けたことのある団体は、以下の表で交付回数をご確認ください。

※黒塗りの団体は、既に交付回数を満了しているため申請いただけません。

No	団体名（五十音順）	入門編	充実編	自立編（旧発展編）		
1	生きがい発見塾	H23		H26	H27	H28
2	IDEA education			H29		
3	えびなアレルギーサークル デイジー	H30				
4	えびなえんぴつの会	H31	R 1			
5	（一社）海老名扇町エリアマネジメント			H30		
6	海老名おやじの会	H31				
7	特定非営利活動法人 海老名ガイド協会	H29		H30		
8	海老名里山づくりボランティア山仕事の会			H22	H23	H24
9	海老名女性支援電話「そよ風」			H22	H23	H26
10	（公社）海老名青年会議所			H27		
11	海老名セーフティー・ベリー協議会	H25				
12	『えびなっ子わくわくフェスタ』実行委員会			H27	H28	H29
13	海老名で「第九」を歌おう会実行委員会			H30		
14	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校			H28	H29	H30
15	えびなパソコンサポートボランティア			H26	H27	H28
16	大谷四区親睦会	H29		H30	H31	
17	かながわ子育て情報局			H22	H23	H24
18	がんサロンPetit Salon&Community Mili Mana	R 1				
19	特定非営利活動法人 grand-mere			H28	H31	R 1
20	河骨保護の会			H23	H31	
21	公民館まつり実行委員会			H26		
22	混合療育を考える会			H23	H24	H25
23	Sapling Music Park Ebina			H25	H26	H27
24	シエスタラボ	H30				
25	生涯学習研究発表会実行委員会			H25		
26	それいけ！ママフェスタ実行委員会			H30		
27	男女平等市民の会・海老名	H29		H31		
28	と金ネットワーク			H25		
29	永池川歩きの会	H29				
30	Piccolini	H30				
31	福島と海老名の子ども交流実行委員会			H27	H30	
32	ほっとフェスタ実行委員会			H31	R 1	
33	みんな倶楽部	R 1				
34	特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	H28		H29		
35	ライブビートストリート海老名	H22		H23	H24	
36	リーベン	H27				

補助金の対象となる経費は、事業を実施するために直接必要な経費です。

● 対象となる経費の例

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等 ※スタッフへの謝礼は対象外
旅費	外部講師・指導者等の、事業実施会場までの交通費や宿泊費
食糧費	外部講師・指導者・協力者の飲料代、食事代等 ※スタッフ・参加者への飲み物代等は不可
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費 ※通年で使用する団体のチラシ等は対象外
使用料 賃貸料	会場使用料、車両・機材のレンタル等 ※事務所の賃貸料・光熱水費等は対象外
通信運搬費	郵送料、宅配便料等
消耗品費	材料等の購入費 ※取得価格（消費税含む）が1件30,000円以下のもので、短期間又は一度の使用で消費されるものが対象
備品購入費	取得価格（消費税含む）が1件30,000円を超えるもので、比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えずに使用に耐えるもの

審査申込時に提出する予算書に記載する際、補助金を充てる科目については、「補助金を充当」の欄に必ず「○印」を付けてください。

※海老名市市民活動推進委員会により、対象経費と認められない場合もあります。

● 対象とならない経費の例

次の経費は、補助金の対象になりません。

※ 審査申込時に提出する予算書に記載しても構いませんが、「補助金を充当」欄には○印を付けないようにしてください。

団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体パンフレットの紙代・印刷代、構成員への郵送料
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打ち合わせ時の飲食費
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼

(1) 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）

- ・「事業の名称」は、簡潔で内容が分かりやすい名称をつけてください。
- ・「補助金交付審査申込額」は、審査申込する補助金の額を正確に記入してください。
- ・「事業内容」は、事業内容を分かりやすく、記入してください。長い文章にせず、要点を押さえた短い文章で、小見出しや箇条書きなどを活用してください。
- ・「事業を実施することによる効果」は、事業が完了した時に実現できている状況を想定して記入してください。

(2) 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）

- ・金額を積算した根拠（単価や内訳）を「説明」欄に必ず記入してください。
※これを基に補助金額を査定します。できる限り詳細に記入してください。
- ・海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書との整合性を取ってください。
- ・本紙「4 対象となる経費」と「5 対象とならない経費」を参考にご記入ください。
- ・補助金を充てる科目については、「補助金を充当」欄に○印を付けてください。

(3) 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）

- ・団体の活動内容を記入してください。
- ・決算資料は、最新のものを記入してください。

(4) 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの

- ・必ず最新のものを提出してください。
- ・同一人物が複数の役職に就いていることがないように努めてください。

(5) 団体の役員名簿又はこれに類するもの

- ・必ず最新のものを提出してください。

(6) 団体の活動がわかる書類

- ・会報紙や事業のチラシ、またその他活動内容が分かる発行物などがあれば、提出してください。

(1) 個別相談について

今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会の開催は控えますが、代わりに個別相談期間を長く設けます。制度の不明な点や、申込みを検討している事業などの相談を承ります。

※事前予約制となります。電話またはお問合せフォームからご連絡ください。

※初めて申込みをする団体は、必ず相談を受けてください。

項目	詳細
日程	令和2年11月24日（火）～令和2年12月18日（金）※土日祝を除く
期間	午前9時～午後5時
場所	海老名市役所5階 市民活動推進課
所要時間	1時間程度
相談内容の例	・ 制度についてもう少し詳しく聞きたい ・ 自分たちの事業は、補助金の交付対象になりそうか ・ 申込書をどう書いたらいいか相談に乗ってほしい ・ 補助金の対象となる経費について、詳しく聞きたい など

(2) 申込みについて

例年、書類の提出は窓口でのみ受け付けておりましたが、今年は来庁いただく回数を減らすため、郵送での提出を受け付けます。事前に市民活動推進課へ案を提出し、書類の事前チェックを受けてからご提出ください。

項目	詳細
申込方法	申込書類を郵送または持参 ※事前に市民活動推進課へ案を提出し、書類の事前チェックを受けてください。 ※事前チェックは、データでも可能です。お問合せフォームからご提出ください。
申込期間	令和2年12月21日（月）～令和3年1月15日（金） ※土日祝および年末年始（12月29日～1月3日）を除く
受付時間 ※持参の場合	午前9時～午後5時
提出書類	(1) 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式） (2) 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式） (3) 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式） (4) 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの (5) 団体の役員名簿又はこれに類するもの (6) 団体の活動がわかる書類

7 委員からの事前質問に対する回答の作成

申込書類は、審査の前に海老名市市民活動推進委員が確認いたします。
確認をした際に質問事項が出た場合には、1月下旬に申請団体へ質問票を送付します。

質問に対し、指定する期限までに回答を作成してください。
※非常にタイトなスケジュールとなりますが、ご協力をお願いいたします。

8 審査の方法

補助事業の審査は、公募委員等で構成する海老名市市民活動推進委員会が行います。
例年、1次審査（書類審査）と2次審査（プレゼン審査）を行っていましたが、全団体に熱意を伝えていただくため、今年は全団体を**プレゼン審査**によって審査します。

- ※ 今年審査の回数が1回となります。
- ※ 結果は、可否に関わらず**3月下旬**に通知します。
- ※ 「予備審査」としての書類審査は行いますが、採点及び可否の決定は行いません。

● プレゼン審査

項目	詳細
開催日	令和3年3月13日（土） ※時間未定（申込団体数による）
場所	えびな市民活動センタービナレッジ 3階301会議室
事前提出	パワーポイントのデータや配布資料など、発表に使用する資料を <u>令和3年3月8日（月）</u> までにご提出ください。 ※データ等の提出方法については、別途ご相談ください。
審査方法	1. 発表（7分）＋質疑応答（8分） 2. 全団体終了後、基準により海老名市市民活動推進委員会が審査します。 3. 45点満点中27点以上の団体が合格となります。
審査結果	可否に係わらず、3月下旬に通知します。
その他	・ PC、プロジェクター、マイクなどをご用意いたしますので、必要があればご相談ください。 ・ このプレゼンは、どなたでも見学できます。

9

審査の基準

審査基準は、次の9項目です。

プレゼンテーションでは、各項目について、採点を行います（45点満点）。

	審査基準	審 査 の 視 点	点数
委員会 で 審査	公益性	多くの市民が事業の効果を受けられる事業か。	5点
	自立性	資金について補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか。	5点
	計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか。	5点
		事業の予算に無理がなく、積算も適性であるか。	5点
	発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか。	5点
	地域性	市民や地域のニーズを的確にとらえた、社会的に必要性のある事業であるか。	5点
	先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果が期待できるか。	5点
	団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか。	5点
	熱意・意欲	団体の熱意や意欲が感じられるか。	5点

※点数のつけ方

5点	4点	3点	2点	1点
良い	どちらかというが良い	普通	どちらかというが悪い	悪い

10

認定通知

審査後、結果について、申請者に通知します。

11

補助金交付申請書の提出（合格後）

補助金交付団体として認定された団体で、補助金の交付を受けようとする場合は、「海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）」を提出してください。

※ 上記の申請書は、結果通知に同封します。

12 補助金交付決定通知・補助金請求書の提出・補助金交付

- (1) 海老名市長は、補助金交付申請書の提出があった団体に対して、補助対象事業及び補助金額を決定し、通知します。
- (2) 補助金交付決定通知を受けた申請団体は、補助金の請求書を事務局へ提出します。
- (3) 諸手続きが完了した後、1箇月程度で補助金は指定口座に入金されます。

※ 申請団体は、決定された補助金額と申請額とに差異があり、事業実施が困難と判断した場合は、補助金の交付を辞退することができます。

※ その他詳細は、合格した団体へ個別に連絡します。

13 事業変更の制限

補助の決定を受けた事業は、補助金の交付を辞退する以外に、その内容及び予算の配分を変更（廃止）することはできません。特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。

※ 事業の内容・予算は、審査申込時に十分検討してください。

14 事業の実施

計画書のとおり、事業を実施してください。

※ チラシ、ポスター、パンフレット等を作成する場合は、「海老名市市民活動推進補助金交付事業」と明記してください。

※ 補助対象事業に係る収入・支出についての帳簿や領収書（レシート）については、確認させていただく場合がありますので、事業終了後の翌年度から5年間保存してください。

● 市民活動推進委員による事業視察

補助金の交付が決定した事業の実施日に、海老名市市民活動推進委員が事業視察に伺います。当日は、団体から実施事業内容の説明等を行っていただきますので、御対応をお願いいたします。

実施日が近くなりましたら、市民活動推進課職員から詳細のご連絡をいたします。

※ 視察としてお伺いするため、有料の事業であっても入場料等はお支払いできません。

補助を受けた団体は、事業が終了したら報告書類を提出してください。

項目	詳細
提出書類	・ 海老名市市民活動補助金実績報告書（第10号様式） ・ 海老名市市民活動補助金収支決算書（第11号様式） ・ 当日配布した資料 ・ アンケート結果 など
提出期限	事業終了から20日以内

※ 事業終了後、団体は事業の実施結果を公開してください。

※ 実施結果について発表の場を設ける場合がありますので、ご協力をお願いします。

実績報告書等の提出を受け、補助金額を確定します。
残額が生じた場合は、返還していただきます。

以下に該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

- (1) 交付した補助金に残額が生じたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

18 その他（制度の紹介）

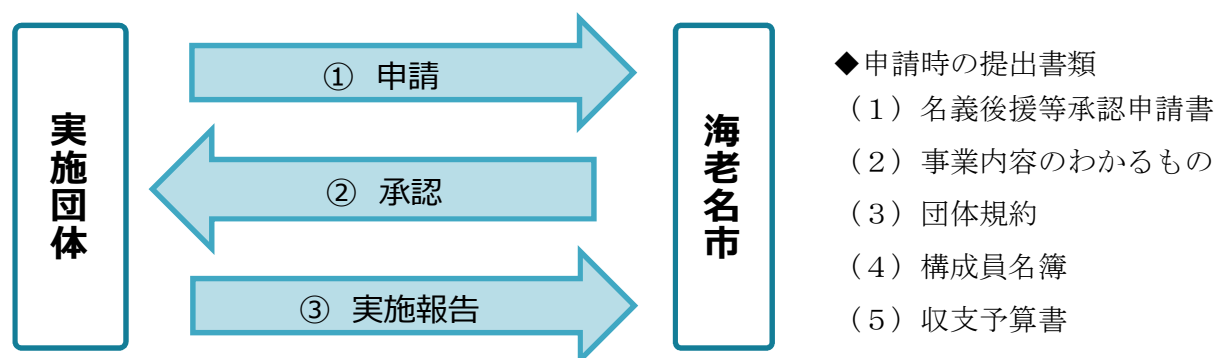
● 市民活動補償制度

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、予期せず発生した事故について補償を行う制度です。市が保険会社と契約し、保険料を支払っているため、市民の皆さんが事前に申し込むことや保険料の支払いは必要ありません。

- ※ 団体の構成員を対象とする保険であり、事業への一般参加者等は対象になりません。
- ※ 他に保険契約を行っている場合は、本制度の支給対象にはなりません。
- ※ その他詳細は、市民活動推進課へお問合せ下さい。

● 名義後援

公共性等、市の基準に該当する事業は、市の名義後援を受けることができます。
(名義後援……パンフレットやポスターに「海老名市後援」という呼称を使用できるもの)



- ※ その他詳細は、市民活動推進課へお問合せください。

19 お問い合わせ先（担当課）

制度について、ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

海老名市役所 市民協働部 市民活動推進課

【所在地】海老名市勝瀬175-1 海老名市役所5階
【TEL】046-235-4794（直通）
【FAX】046-231-2670



- ※ インターネットでの問合せ
初回（市民活動推進課のメールアドレスをご存じない方）のお問合せは、QRコードを読み取った後、ページ下部の「☐お問い合わせは専用フォームをご利用ください。」というリンクからご連絡ください。2回目以降のご連絡は、メールで行います。

交付団体の募集にかかる周知について

1 周知方法について

ポスター、チラシ、手引きを作成し、市内公共施設等に設置する。
また、HP やえびなメール等で配信する。

※えびなメール……登録者に届くメルマガのようなもの。(10月15日現在 13,800人)

2 周知場所の案について

PR媒体	No.	PR方法、場所等
市広報	1	広報えびな掲載(11/15号)
	2	市HP掲載(11/1から)
	3	えびなメール配信
	4	市Facebook掲載(2回程度)
	5	ビナレッジFacebook掲載
	6	デジタルサイネージ(駅西口)
	7	デジタルサイネージ(中央図書館)
タウン誌掲載	8	タウンニュース掲載
ポスター等掲示	9	海老名市役所 1階(2か所)
	10	海老名市役所 市民活動推進課窓口
	11	えびな市民活動センター・ビナレッジ
	12	えびな市民活動センター・ビナスポ
	13	コミセン・文化センター(12館)
	14	文化会館
	15	北部公園体育館
	16	運動公園体育館
	17	総合福祉会館
	18	こどもセンター
	19	海老名駅行政掲示板(4か所)
	20	海老名商工会議所
	21	銀行① JAさがみ 海老名支店
	22	銀行② JAさがみ 有馬支店
	23	銀行③ JAさがみ 柏ヶ谷支店
	24	銀行④ JAさがみ 海西支店
	25	銀行⑤ 横浜銀行 海老名支店
	26	銀行⑥ 横浜銀行 海老名駅前支店
	27	銀行⑦ スルガ銀行 海老名支店
	28	銀行⑧ 横浜信用金庫 海老名支店
	29	銀行⑨ 横浜信用金庫 さがみ野支店
	30	銀行⑩ 海老名郵便局(ゆうちょ銀行)
	31	銀行⑪ 城南信用金庫 海老名支店
DM送付	32	市内NPO団体
	33	ビナレッジ登録団体

3 デザインについて

資料 2 - 2 ~ 2 - 4 のとおり

海老名市



海老名市

住みたい 住み続けたいまち

市民活動推進補助金

市民団体が行う**公益性のある活動やイベント**に

最大 **30万円** 補助!!

対象事業

市民団体が行う**公益性のある活動やイベント**
(地域や市民のための活動、広く市民が参加できる活動など)

補助金額

入門編10万円、充実編20万円、自立編30万円

相談期間

11月24日(火)～12月18日(金) ※予約制
(申請内容や書類の書き方などを個別に相談できる期間)

申込期間

12月21日(月)～令和3年1月15日(金)

手引き・申込書類は、**市HP、市民活動推進課窓口、
えびな市民活動センター、市内コミセン、文化会館**
などの公共施設でGETしてにゃ～!

お問い合わせ

海老名市役所市民活動推進課

電話 046(235)4794 FAX 046(231)2670



海老名市



海老名市

住みたい 住み続けたいまち

市民活動推進補助金

市民団体が行う**公益性のある活動やイベント**に

最大 30万円補助!!

対象事業

市民団体が行う**公益性のある活動やイベント**
(地域や市民のための活動、広く市民が参加できる活動など)

補助金額

入門編10万円、充実編20万円、自立編30万円

相談期間

11月24日(火)～12月18日(金) **※予約制**
(申請内容や書類の書き方などを個別に相談できる期間)

申込期間

12月21日(月)～令和3年1月15日(金)

手引き・申込書類は、市HP、市民活動推進課窓口、
えびな市民活動センター、市内コミセン、文化会館
などの公共施設でGETしてにゃ～！

お問い合わせ

海老名市役所市民活動推進課

電話 046(235)4794 FAX 046(231)2670



令和3年度 海老名市市民活動推進補助金

● 市民活動推進補助金制度とは

海老名市では、市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。

「海老名市市民活動推進補助金制度」は、この条例に基づき、海老名市において**公益的な市民活動**を行う団体の**事業**を財政的に支援する制度です。

※サークル活動や趣味的な活動など、団体の構成員だけの利益となる活動は対象外

● 補助金額

入門編、充実編または自立編のいずれかの区分で、年度に1事業のみ申込みができます。団体の状況に応じて申請してください。区分の概要については、次の表のとおりです。

	入門編	充実編	自立編
該当事業	団体の自立を促進し、 <u>活動を軌道に乗せるための事業</u>	団体が既に行っている事業を充実させ、 <u>継続を図るための事業</u>	団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、かつ自立に向けた事業
交付金額	上限10万円	上限20万円	上限30万円
交付回数	1団体につき1回のみ	1団体につき2回まで ※年度内に1回のみ交付	1団体につき3回まで ※年度内に1回のみ交付

● 審査方法

補助事業の審査は、公募委員等で構成する海老名市市民活動推進委員会が行います。全団体に熱意を伝えていただくため、今年はプレゼン審査によって審査します。

項目	詳細
開催日	令和3年3月13日（土） ※時間未定（申込団体数による）
場所	えびな市民活動センタービナレッジ 3階301会議室

その他制度の詳細は、審査申込みの手引きをご確認ください！

現在の位置: [トップページ](#) > [暮らしのガイド](#) > [市民協働・男女共同参画](#) > [市民協働・NPO](#) > 市民活動推進補助金制度

市民活動推進補助金制度

ページ番号1003491

更新日 (公開日自動表示)

海老名市では、市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。

「**海老名市市民活動推進補助金制度**」は、この条例に基づき、海老名市において公益的な市民活動を行う団体の**事業を財政的に支援**する制度です。

※補助金の交付は、公募市民などで構成される**海老名市市民活動推進委員**による審査を経て決定します。

令和3年度の交付団体を募集します！

団体の活動を軌道に乗せるため、市民活動推進補助金制度を活用しませんか。

令和3年度海老名市市民活動推進補助金の交付団体を募集します。

※申請する際は、必ず事前に**市民活動推進課**へご相談ください。

※概要は以下のとおりですが、詳細は「**審査申込の手引き (添付ファイル)**」をご覧ください。

 [令和3年度 審査申込の手引き \(PDF 820.2KB\)](#) 

対象について

当補助金は、市民活動団体の実施する「事業」に対して交付するものです。

※団体の運営費などには充てられません。

● 対象となる事業

次の要件を全て満たす事業が、補助の対象となります。

1. 主として**海老名市内で活動**し、市民の自主的な参加によって行われる**公益性のある事業**
2. **対象年度(令和3年度)内**に実施する事業
※複数年度に渡って実施する事業も補助の対象となります。
ただし、補助金の交付は対象年度内に必要な費用に限ります。

● 対象となる団体

次の要件を全て満たす団体が、申請できます。

1. 市民の自主的な参加によって行われる**公益性のある事業**を実施していること。
2. **3人以上**で構成していること。
3. 審査申込から結果報告まで**責任を持って**事業を実施できること。
4. 団体の運営に際し、この補助金だけでなく、**自主財源**(会員会費、事業の参加費など)を確保しており、寄附金を募ったりするなど、団体の運営について**自立している (しようとしている)** こと。

申請スケジュールについて

● 個別相談期間

今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会の開催は控えますが、代わりに**個別相談期間**を長く設けます。

事前予約制となりますので、ページ下部の連絡先(電話・お問い合わせフォーム)からご連絡ください。

項目	詳細
期間	令和2年11月24日(火曜日)～令和2年12月18日(金曜日) ※土日祝を除く
時間	午前9時～午後5時
場所	海老名市役所5階市民活動推進課
所要時間	1時間程度
相談内容の例	• 自分たちの事業は、補助金の交付対象になりそうか • 申込書をどう書いたらいいか教えてほしい

項目	詳細
	● 補助金の対象となる経費について、詳しく知りたい など

● 申込期間

項目	詳細
申込方法	郵送または持参 ※事前に市民活動推進課へ案を提出し、書類の事前チェックを受けてください。 ※事前チェックは、データ提出も可能です。下記お問い合わせフォームからご提出ください。
期間	令和2年12月21日（月曜日）～令和3年1月15日（金曜日） ※土日祝および年末年始（12月29日～1月3日）を除く
時間 ※持参の場合	午前9時～午後5時
提出書類	1. 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式） 2. 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式） 3. 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式） 4. 団体の規約、会則、定款またはこれに類するもの 5. 団体の役員名簿またはこれに類するもの 6. 団体の活動がわかる書類

審査について

全団体に熱意を伝えていただくため、今年は**プレゼンテーション審査**によって審査します。
可否については、令和3年3月下旬に通知します。

※ 例年、1次審査（書類審査）と2次審査（プレゼンテーション審査）を行っていましたが、今年は審査の回数が1回となります。
※ 「予備審査」としての書類確認は行いますが、採点及び可否の決定は行いません。

● プレゼンテーション審査

項目	詳細
開催日	令和3年3月13日（土曜日） ※時間未定（申込団体数による）
場所	えびな市民活動センター ビナレッジ 301会議室
事前提出	パワーポイントのデータや配布資料など、発表に使用する資料を期日までにご提出ください。 ※期限：令和3年3月8日（月曜日）
審査方法	1. 発表（7分）＋質疑応答（8分） 2. 全団体終了後、基準により海老名市市民活動委員が審査します。
審査結果	可否に関わらず、3月下旬に通知します。
その他	● PC、プロジェクター、マイクなどをご用意しておりますので、必要があればご相談ください。 ● このプレゼンテーションは、どなたでも見学できます。

添付ファイル

-  [令和3年度 審査申込の手引き（PDF 820.2KB）](#) 
-  [申込書類 記入見本（第1～3号様式）（PDF 345.0KB）](#) 
-  [【第1号様式】海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（Word 47.0KB）](#) 
-  [【第2号様式】海老名市市民活動推進補助金収支予算書（Word 45.0KB）](#) 
-  [【第3号様式】海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（Word 55.0KB）](#) 
-  [【第10号様式】海老名市市民活動推進補助金実績報告書（Word 40.5KB）](#) 
-  [【第11号様式】海老名市市民活動推進補助金収支決算書（Word 52.0KB）](#) 
-  [補助金交付要綱（PDF 80.8KB）](#) 
-  [補助金交付実績（PDF 169.2KB）](#) 

関連情報

- ▶ [市民活動補償制度](#)
- ▶ [名義後援等申請書](#)
- ▶

- ▶ [会議の公開を行う審議会・委員の公募を行う審議会](#)

このページに関するお問い合わせ

市民協働部 市民活動推進課

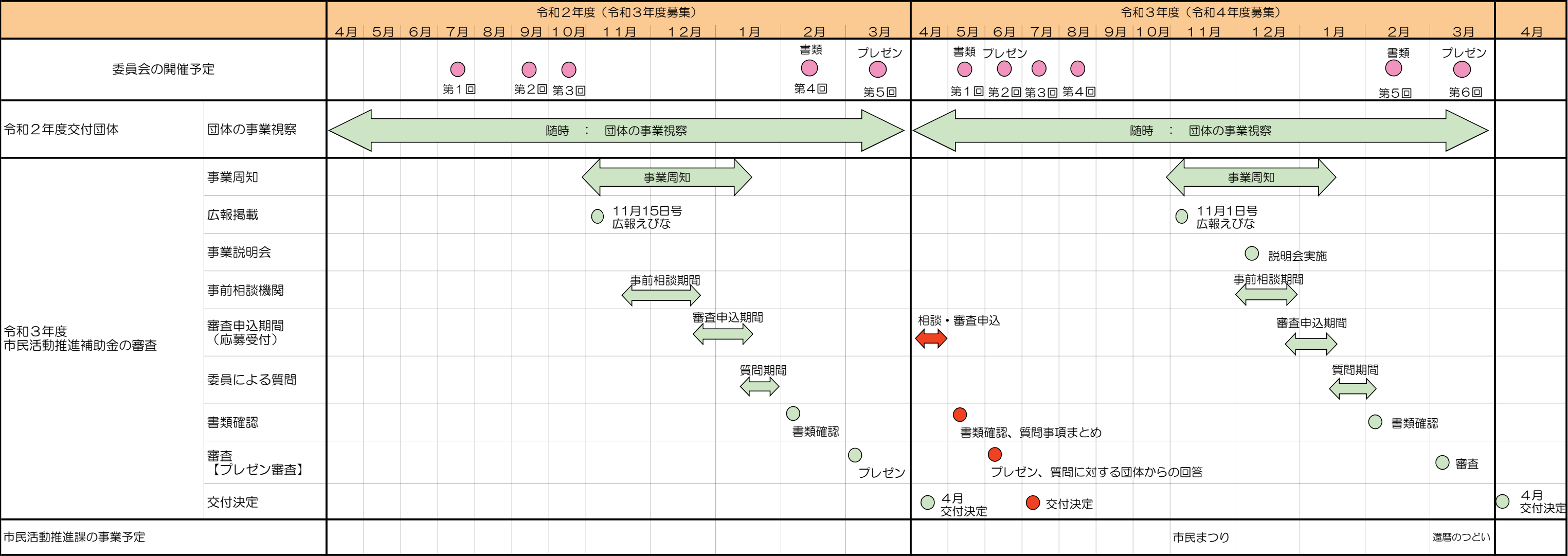
〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

電話番号 046-235-4794

☐ [お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

TsuNaGo Template Base Ver.T1.0.0dcbc4ef

令和2年度海老名市市民活動推進委員会スケジュール（2次募集を実施した場合）



緑……例年どおりのスケジュール
赤……2次募集を行う場合の案

- 【2次募集を行った場合の案】
- 4月 相談・審査申込期間
 - 5月 書類審査（団体への質問事項をまとめる）
 - 6月 プレゼン審査
 - 7月 交付決定